

3-4 土砂流出防止の事業計画

(1) 基本的な考え方

ここでは、事業実施地区内における土砂流出防止策についての事業計画を示す。計画にあたっては、第2章および第3章3-3(1)にあげたように釧路湿原自然再生全体構想における原則・基本方針に沿って事業を進めていく。ただし、土砂の流出対策は急を要することが多いため、問題が発生する箇所の対策は、速やかに実施するものとする。自然林再生事業での利用が終了した後は、廃道と植生の復元についても検討していく。

(2) 再生の目標

過去の造林事業などにより生じた人為的な土砂流出箇所を把握し、土砂の移動・流出を抑制をすることにより、達古武沼および周辺湿原へ流入する土砂量を減少させる。

(3) 事業計画図

土砂流出防止策を実施する箇所および、その結果をモニタリングする場所を図3-36に示した。作業道や沢周辺の斜面の崩壊と土砂の露出が顕著な12箇所については優先的に防止策を実施する。その他の場所についても、順次対策を検討していく。

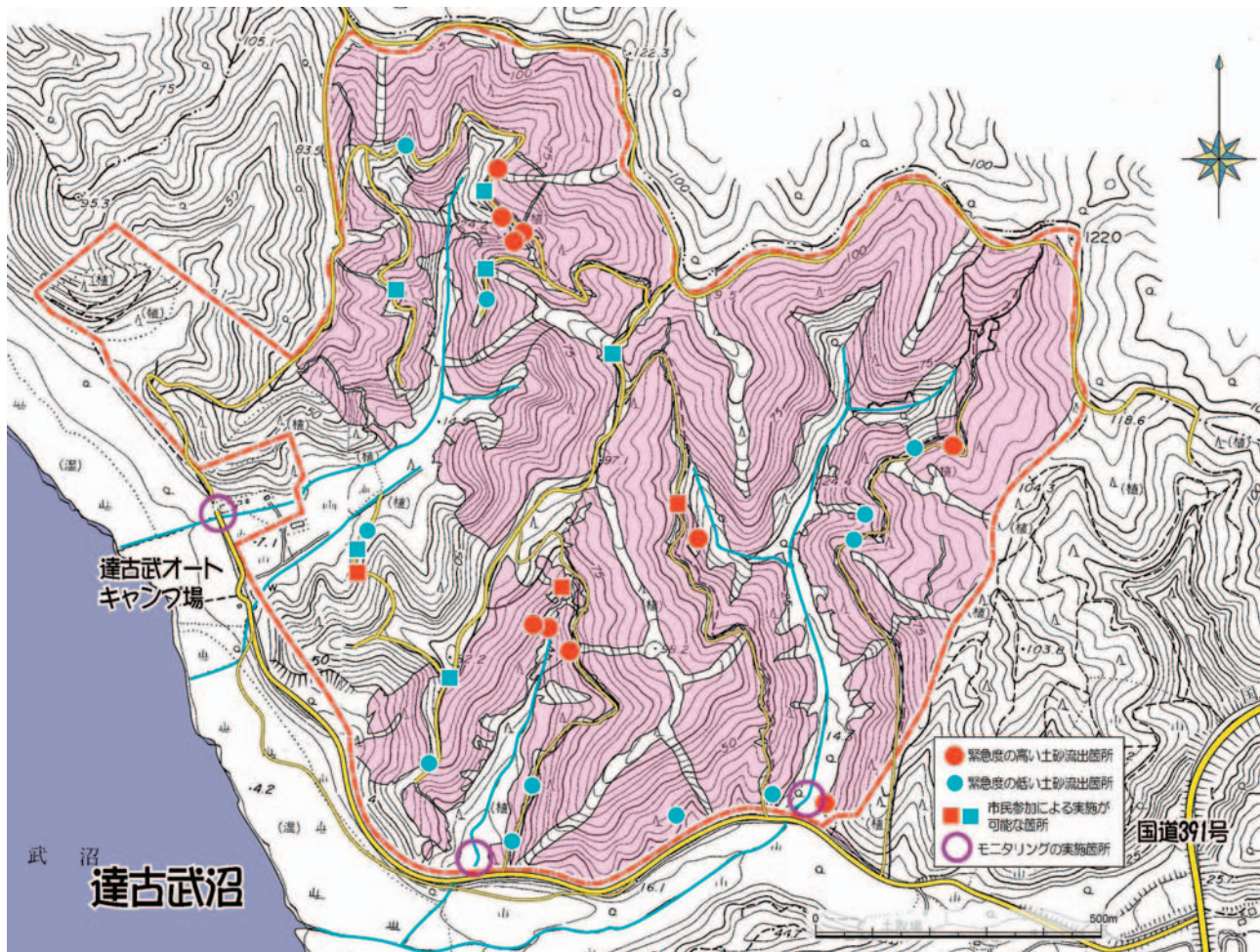


図 3-36. 土砂流出防止事業計画図

モニタリングは土砂が流入する可能性のある3つの小河川の下流部において実施する。

(4) 適用する再生手法と諸施設の整備

未利用作業道の廃止を含めた、作業道からの土砂流出の防止策を実施する。その際、対策の手法は、既存文献やこれまでのNPO法人トラストサルン釧路との協働事業により得られた成果を参考に決定する。

施工にあたっては、丸太やムシロなどの自然素材を用い、周辺への影響が小さい工法を用いるようにする(図3-37)。また、緊急性が低く、市民による修復が可能な場所においては、市民参加型での実施が可能な手法を採用する。具体的には、カラマツの下枝を用いて作成した粗朶をのり面の土砂止めとして用いる手法などである。

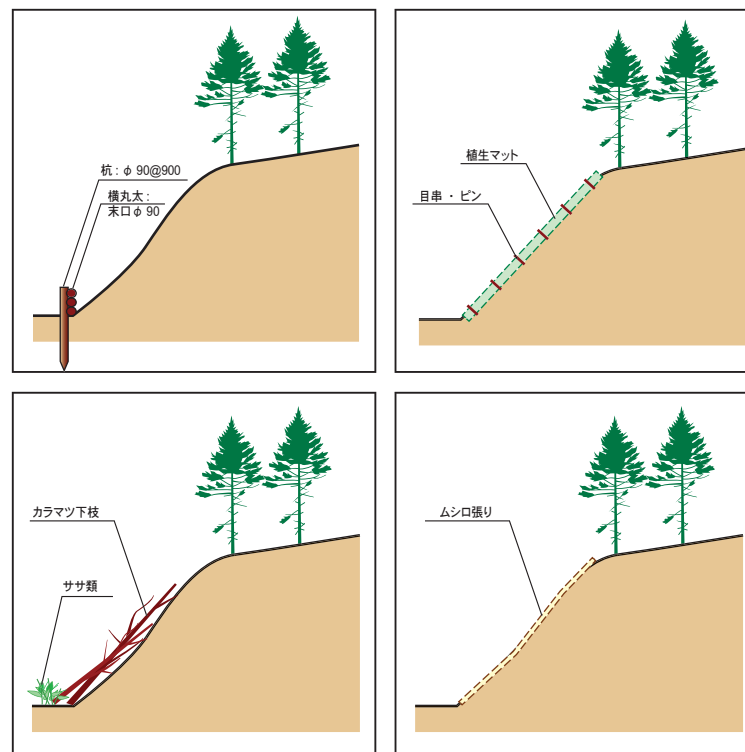


図 3-37. 丸太柵工・植生マットによる防止策と市民参加による実施が可能な簡易防止策

(5) モニタリングと評価の方法

施工の効果を把握するために、事業実施地区から流出する河川の末端部において土砂の流出量を把握する。末端部の河道内の土砂堆積量を流出量とみなし、土砂トラップ・土砂受け柵を用いて通年での流出量を推定する。その流出量が一定以下に抑えられていることを確認し、大きな増加が見られた場合には、原因を究明し、新たな対策を講じて抑制を図る。